

政務活動費の使途及び運用に関する申し合わせ事項

(平成27年9月25日各派代表者会確認)

この申し合わせは、政務活動費の運用及び使途の内容等について、すべての会派及び会派に所属しない議員(以下「無会派議員」という。)(以下これらを「会派等」という。)が統一した考えのもとで適正な執行に努めるために定めるものとする。

1 政務活動費の使途基準の運用について

研究研修費

ア 研究会又は研修会等

地方自治法及び行政に関する研究会、研修会等を開催する経費又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加する経費に支出することができる。ただし、政党、政治団体、国会議員等が主催する研究会、研修会等に参加する場合の支出はできない。

イ 交通費、宿泊費

調査旅費に同じ

調査旅費

ア 支出できる経費

- (ア) 公共交通機関の交通費
- (イ) 自家用車の燃料費
- (ウ) タクシーの料金
- (エ) レンタカーの借上料(保険料、燃料費を含む。)
- (オ) 宿泊費(1泊2食付きまでの実費額とし、市職員の旅費支給に関する条例の規定の市長に支給する額を上限とする。)
- (カ) 有料道路通行料
- (キ) 駐車場使用料
- (ク) その他必要な経費

イ 支出できない経費

- (ア) 市職員の旅費支給に関する条例の規定における日当
- (イ) 市内調査の交通費(公共交通機関を除く。)
- (ウ) 食事代(宿泊とセットになっている夕食・朝食代を除く。)

ウ その他

- (ア) 会派については、必ずしも全員の参加を要件とせず、目的に応じた人数により行うことができるものとする。
- (イ) 回数、日数の制限はしない。
- (ウ) 調査は1日につき1市又は1施設以上とする。ただし、遠隔地の場合は、1回につき移動日としての1日を設けることができる。なお、土・日曜日、祝日は相手先の対応ができれば可とするが、移動日のほかは極力避ける。
- (エ) 調査が1市又は1施設で尾張旭市から移動距離が150キロメートル以内のときは、日帰りを原則とする。

資料作成費

写真現像料、焼き増し料、印刷代に支出できる。

資料購入費

図書の購入、新聞購読料に支出できる。

広報費

ア 会派等で作成、発行する市政報告書及び会報の類に支出できる。ただし、政党活動にかかわる記事及びPRを掲載した場合は支出できない。

イ 報告会等の食糧費、記念品代に支出できない。

広聴費

広聴会の食糧費、記念品代に支出できない。

事務費

ア 調査研究活動に必要な事務用消耗品に支出できる。

イ 備品購入費に支出できない。

ウ 地方自治、国政の情報を提供する法人機関に加入するための会費・負担金に支出できる。ただし、政党、政治団体、国会議員等が主体の機関については、支出できない。

2 支出できない経費

慶弔費等の交際費的経費

政党の機関紙印刷代

党費その他政党活動に関する経費

その他議長が支出できない経費と認めたもの

3 領収書について

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する規則第7条の領収書等の添付については、領収書の写しの添付のほか、次に定める様式の添付によることができる。

領収書を紛失した場合等は、会派の代表者又は無会派議員の支払証明書(第1号様式)をもって領収書に代えることができる。

鉄道、バス、航空機、船舶を利用した場合は、領収書に代わるものとして経路及び費用を明らかにした明細書又は支払証明書(第1号様式)によることができる。

4 調査・研究研修実施計画の届出について

会派の代表者又は無会派議員は、研究研修又は、調査を実施しようとするときは、実施日の2週間前までに調査・研究研修実施計画書(第2号様式)に予定する行程表を添えて議長に届け出るものとする。

5 政務活動費収支報告明細書等の提出について

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する規則の規定による政務活動費収支報告書に政務活動費収支報告明細書(第3号様式)及び政務活動費実績報告書(第4号様式)を添えて提出するものとする。

ただし、研究研修費又は調査旅費にかかる政務活動費実績報告書(第4号様式(その1))については、当該事実の終了後1か月以内に実施した行程表及び領収書の写しを添えて提出するものとする。

また、実績報告書のうち資料作成費、資料購入費、事務費については、収支報告明細書(第3号様式)をもって実績報告書に代えるものとする。

提出された研究研修費又は調査旅費にかかる政務活動費実績報告書及び領収書の写しは、政務活動費収支報告書提出時に添付するものとする。

6 その他

調査旅費の運用は、「市職員の旅費支給に関する条例」に準じる。

申し合わせ事項の運用にあたり疑義が生じたとき、調整を要する事例が生じたときは、議長が決定するほか、各派代表者会において協議し、決定する。